



日本道路循環型社会形成行動指針

基本理念

日本道路は全ての事業活動で排出される廃棄物の分別と更なる3Rの推進を図り、
限りある資源の恵みを次の世代に引き継いでいく責任を果たすため、
ここに4つの行動指針を定め、循環型社会の形成に貢献します。

行動指針

----- 事業活動を通じた行動 -----

建設事業

1. 建設混合廃棄物の更なる分別収集と再利用を促進して2035年までに排出率0.1%以下、最終処分量0を目指します。
2. 廃プラスチック類を再利用した高強度・高耐久の舗装材料等の開発・普及を推進し、アスファルト舗装の長寿命化による建設廃棄物の発生を抑制するとともに、舗装材への有効利用による廃プラスチックの削減を図り、リサイクルの促進に貢献します。

製造・販売事業

3. 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊・コンクリート塊・木くず）の再資源化率99%以上を維持するとともに、2035年までに再資源化率100%の達成を目指します。

事業拠点他

4. 電子マニフェスト普及率^{※1}を2028年までに99%以上、グリーン購入の認知度^{※2}を2025年までに99%以上を目指します。また、社内で定めた廃棄物の分別・排出ルールをeラーニングを使用して社内への浸透を図るとともに、環境パトロールにより取り組み状況をチェックする体制を整え、全事業所で廃棄物の減量化や資源の循環利用に努めます。

※1・2 環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」の指標・目標値に基づき、当社グループの目標値を設定

2021年8月制定